

中小企業への雇用維持等の支援策

(1) 雇用調整助成金の特例拡充について

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html (厚生労働省「雇用調整助成金」)

特例措置の拡充

- ・休業等の初日が、2020年1月24日～2020年7月23日までの場合に適用します。
- ・1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、2020年5月31日まで可能
- ・新卒採用など雇用保険被保険者として継続雇用期間が6か月未満の労働者も助成対象。
- ・過去に受給した事業主も①前回の支給対象期間の満了日から1年経過せずとも助成対象。
過去の受給日数にかかわらず、特例対象となった休業等の支給限度日数まで受給可。
など。
- ・支給要件など詳しくはこちら。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000609091.pdf>



(2) 愛媛県地域緊急雇用維持助成金

・愛媛県では、雇用調整が地域経済に深刻な影響を及ぼす地域において、従業員の雇用維持に努力する事業主の方に助成金を支給して、雇用の安定や事業活動の継続を支援します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主については、県内全域が対象となり、また県の上乗せ助成対象となります。

支給要件や案内リーフレット、申請書類など詳しくはこちら。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/koyouijijosei/index.html>



◆お問い合わせ窓口 (1) 雇用調整助成金と (2) 愛媛県地域緊急雇用維持助成金

- ・愛媛県職業対策課分室 (助成金センター) 089-987-6370 (8:30-17:15・土日祝除く)
- ・ハローワーク

松山:松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 1～3階 TEL 089-917-8609

今治:今治市南宝来町 2-1-6 0898-32-5020

八幡浜:八幡浜市松柏丙 838-1 0894-22-4033

宇和島:宇和島市天神町 4-7 0895-22-8609

新居浜:新居浜市一宮町 1-14-16 0897-34-7100

西条:西条市大町受 315-4 0897-56-3015

四国中央:四国中央市三島中央 1-16-72 0896-24-5770

大洲:大洲市中村 210-6 0893-24-3191

(3) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援の助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html (厚生労働省)



<https://www.mhlw.go.jp/content/000605827.pdf> (パンフレット詳細版)

<申請期間>3月18日～6月30日

<申請書の提出先>学校等休業助成金・支援金受付センター

<助成金 HP>支給要件・申請書等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



<支援金 HP>(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html



◆お問い合わせ窓口・申請書の提出先:学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター→
TEL0120-60-3999 受付時間:9:00～21:00(土日・祝日含む)

※収入の減少等により、当面の生活費が必要な方を支援するための、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例についても、一般的な相談に対応できるようにしていきます。

(4) テレワーク事業の支援・事例紹介

職場における感染拡大防止のためテレワーク導入に取り組む企業等に対し、
情報通信関連企業によりテレワークツールの提供等の支援が進められています。

・事例紹介、テレワークマネージャー派遣事業、時間外労働等改善助成金特例コース(テレワークコース)、IT 導入補助、税制面での支援(少額減価償却資産の特例)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (テレワーク支援策 p25-26 参照)

https://www.tw-sodan.jp/dl_pdf/16.pdf (厚生労働省・テレワーク就業規則モデル)



◆お問い合わせ:テレワーク相談センター(テレワークに関する無償相談/厚生労働省委託事業)

<http://www.tw-sodan.jp/site/index.html> (テレワーク相談センター)

(5) 厚生年金保険料等の猶予制度

・厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

日本年金機構(要項・概要・申請書等)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

◆お問い合わせ・相談手続き窓口(県内の当該年金事務所)

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/ehime/index.html>

